

盛岡労働基準監督署発表
令和8年5月1日

【照会先】盛岡労働基準監督署
○副 署 長 鈴木 裕介
第一方面主任監督官 上田 裕之
電 話 019-604-2530

報道関係者 各位

最低賃金法違反の疑いで書類送検

2か月分の賃金不払いの疑い

盛岡労働基準監督署（署長 千田 成人）は、本日、法人及び同社代表取締役を最低賃金法違反の疑いで盛岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者3名に対し、令和7年5月21日から同年7月20日までの2か月分の定期賃金合計約200万円を各所定支払日までに全額支払わなかったことにより、岩手県最低賃金以上の金額を支払わなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 被疑者：株式会社プロワイズ
所在地：岩手県盛岡市大通
事業内容：不動産仲介業
- (2) 被疑者A（代表取締役）

2 違反被疑条文 「関連条文一覧」参照

被疑者株式会社プロワイズ、被疑者Aともに、
最低賃金法 第4条第1項（最低賃金の効力）
同法 第40条（罰則）
同法 第42条（両罰規定）

3 被疑内容

被疑者Aは被疑者株式会社プロワイズの労働者3名に対して、2か月分（令和7年5月21日から同年7月20日まで）の定期賃金合計約200万円を、それぞれの所定支払日にその全額を支払わなかったことにより、岩手県最低賃金（時間額952円（当時））以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

関連条文一覧

最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）（抄）

第4条（最低賃金の効力）

1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第2項～第4項 略）

第40条（罰条）

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

第42条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。